

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第30号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条総務部総務課の項中「行政管理担当」を「行政管理担当 臨時特別給付金担当」に改める。

第3条総務部総務課の項に次の1項を加える。

臨時特別給付金担当

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。